

鹿 児 島 県 公 報

平成28年 4 月 15 日（金）第3204号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告	示
○一般廃棄物処理施設設置許可の申請	（廃棄物・リサイクル対策課取扱い） 1
○救急病院等の認定	（地域医療整備課取扱い） 2
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止	（介護福祉課取扱い） 2
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	（介護福祉課取扱い） 2
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	（介護福祉課取扱い） 3
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止	（介護福祉課取扱い） 3
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	（介護福祉課取扱い） 4
○歳入の徴収事務の委託	（商工政策課取扱い） 4
○基本測量の実施	（監理課取扱い） 4
○公共測量の終了（5件）	（監理課取扱い） 5
○道路の区域の変更	（道路維持課取扱い） 5
公 告	告
○宅地建物取引業者の免許取消し公告	（建築課取扱い） 6
公 安 委 員 会 公 告	
○警備員等検定合格者審査実施公告	（生活安全企画課取扱い） 6

告 示

鹿児島県告示第442号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の規定により次のとおり一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定により、申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を縦覧に供する。

なお、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、知事に対し、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成28年 4 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
公益財団法人鹿児島県環境整備公社
薩摩川内市川永野町6924番地11
理事長 新川龍郎
- 一般廃棄物処理施設の設置の場所
薩摩川内市川永野町字小奈多平6925番10 外28筆
- 一般廃棄物処理施設の種類
一般廃棄物の最終処分場
- 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
汚泥
- 申請年月日

平成28年 3 月 29 日

6 縦覧の場所並びに期間及び時間

(1) 場所

鹿児島県環境林務部廃棄物・リサイクル対策課、北薩地域振興局総務企画部総務企画課
及び同地域振興局保健福祉環境部衛生・環境課

(2) 期間及び時間

平成28年 4 月 15 日から同年 5 月 16 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8
時30分から午後 5 時15分まで

7 意見書の提出

(1) 提出期限

平成28年 5 月 30 日

なお、郵便又は信書便による意見書の提出は、平成28年 5 月 30 日までの通信日付印のあるものに限り受け付ける。

(2) 提出先

鹿児島県環境林務部廃棄物・リサイクル対策課（鹿児島市鴨池新町10番 1 号 郵便番号
890-8577）

(3) 意見書に記載すべき事項（日本語で記載すること。）

ア 意見書の提出者の氏名及び住所

イ 許可の申請者の名称

ウ 生活環境の保全上の見地からの意見

鹿児島県告示第443号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項の規定により、次の診療
所を救急診療所として認定した。

平成28年 4 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 診療所の名称及び所在地

診 療 所 の 名 称	所 在 地
かわはら脳神経外科クリニック	鹿児島市和田一丁目17番10号

2 認定の有効期限

平成31年 4 月 1 日

鹿児島県告示第444号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次
のとおり廃止の届出があった。

平成28年 4 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		指定居宅サービス事業者			廃止年月 日	サービ スの種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
はまゆうホーム ヘルパーステー ション	南さつま市笠沙 町赤生木11372 番地376	社会福祉法人大 笠会	南さつま市笠沙 町赤生木11372 番地376	本坊 輝雄	平成28年 3月31日	訪問介護
やけうちの里訪 問介護事業所	大島郡宇検村湯 湾2937-87	宇検村社会福祉 協議会	大島郡宇検村湯 湾2937-87	津田 正亮	平成28年 3月31日	訪問介護

鹿児島県告示第445号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅
サービス事業者として指定した。

平成28年 4 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
リハテラス国分	霧島市国分新町一丁目29番42号	株式会社てらす	霧島市国分新町二丁目15番7号	中島 竜作	平成28年3月21日	通所介護
リハプライド霧島国分	霧島市国分姫城3080-1	健康ステーション株式会社	大阪市中央区久太郎町二丁目5番31号	尾上 正志	平成28年3月22日	通所介護
訪問介護事業所かみの	鹿屋市吾平町麓5548番地2	株式会社ありまさん家	鹿屋市吾平町麓5548番地2	有馬 理文	平成28年4月1日	訪問介護
ヘルパーステーションひなたぼっこ	出水市野田町上名830番地4	一般社団法人クオレ	出水市野田町上名830番地4	田中 初代	平成28年4月1日	訪問介護
社会福祉法人百合砂訪問看護ステーションミント	西之表市鴨女町98番	社会福祉法人百合砂	西之表市西之表6087番地	田上 容祥	平成28年4月1日	訪問看護
デイサービスセンターリハシップあい川内	薩摩川内市原田町25番25号	有限会社リハシップあい	出水市米ノ津町429番地	川本愛一郎	平成28年4月1日	通所介護

鹿児島県告示第446号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者として指定した。

平成28年4月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
指定居宅介護支援事業所ゆたか	始良郡湧水町中津川546-8	合同会社Eプラスケア	熊本県球磨郡錦町大字一武2609番地2	豊永 昭人	平成28年3月19日	居宅介護支援
居宅介護支援事業所ひより	奄美市名瀬朝仁新町35番23号	株式会社みらいあまみ	奄美市名瀬朝仁新町35番23号	西 公郎	平成28年4月1日	居宅介護支援
介護相談センターひかり	薩摩川内市五代町3032番地1	株式会社大心優	薩摩川内市永利町4134番地148	宮内 偉人	平成28年4月5日	居宅介護支援

鹿児島県告示第447号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成28年4月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
はまゆうホームヘルパーステーション	南さつま市笠沙町赤生木11372番地376	社会福祉法人大笠会	南さつま市笠沙町赤生木11372番地376	本坊 輝雄	平成28年3月31日	介護予防訪問介護
やけうちの里訪	大島郡宇検村湯	宇検村社会福祉	大島郡宇検村湯	津田 正亮	平成28年	介護予防

問介護事業所	湾2937-87	協議会	湾2937-87		3月31日	訪問介護
--------	----------	-----	----------	--	-------	------

鹿児島県告示第448号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成28年 4 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
リハテラス国分	霧島市国分新町一丁目29番42号	株式会社てらす	霧島市国分新町二丁目15番7号	中島 竜作	平成28年3月21日	介護予防通所介護
リハプライド霧島国分	霧島市国分姫城3080-1	健康ステーション株式会社	大阪市中央区久太郎町二丁目5番31号	尾上 正志	平成28年3月22日	介護予防通所介護
訪問介護事業所かみの	鹿屋市吾平町麓5548番地2	株式会社ありまさん家	鹿屋市吾平町麓5548番地2	有馬 理文	平成28年4月1日	介護予防訪問介護
ヘルパーステーションひなたぼっこ	出水市野田町上名830番地4	一般社団法人クオレ	出水市野田町上名830番地4	田中 初代	平成28年4月1日	介護予防訪問介護
社会福祉法人百合砂訪問看護ステーションミント	西之表市鴨女町98番	社会福祉法人百合砂	西之表市西之表6087番地	田上 容祥	平成28年4月1日	介護予防訪問看護
デイサービスセンターリハシッブあい川内	薩摩川内市原田町25番25号	有限会社リハシッブあい	出水市米ノ津町429番地	川本愛一郎	平成28年4月1日	介護予防通所介護

鹿児島県告示第449号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

平成28年 4 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 歳入の種類
鹿児島県産業会館会議室等貸付料
- 2 委託の相手方
鹿児島市名山町9番1号
鹿児島県産業会館管理組合 事務局長 垂門和美
- 3 委託期間
平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月 31 日まで

鹿児島県告示第450号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成28年 4 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 基本測量（「電子国土基本図（地図情報）」及び「国土広域情報」修正測量）
- 2 作業の期間 平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月 31 日まで
- 3 作業の地域 鹿児島県全域

鹿児島県告示第451号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、日置市長から平成27年7月3日鹿児島県告示第647号で告示した公共測量の実施は、平成28年3月18日終了した旨の通知があった。

平成28年 4 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第452号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大隅地域振興局長から平成27年9月29日鹿児島県告示第872号で告示した公共測量の実施は、平成28年3月15日終了した旨の通知があった。

平成28年 4 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第453号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大隅地域振興局長から平成27年10月13日鹿児島県告示第909号で告示した公共測量の実施は、平成28年3月24日終了した旨の通知があった。

平成28年 4 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第454号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大崎町長から平成27年10月27日鹿児島県告示第954号で告示した公共測量の実施は、平成28年3月17日終了した旨の通知があった。

平成28年 4 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第455号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大隅地域振興局長から平成27年7月31日鹿児島県告示第720号で告示した公共測量の実施は、平成28年3月24日終了した旨の通知があった。

平成28年 4 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第456号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成28年4月15日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年 4 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	58号	奄美市住用町大字役勝字丸畑甲350番1地先から大島郡瀬戸内町大字勝浦字三田124番3地先まで	前 前 後	8.2～100.6 8.2～70.6 8.2～70.6	8,718.6 6,824.0 6,824.0

公 告

宅地建物取引業者の免許取消し公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条第1項の規定により、次のとおり宅地建物取引業者の免許を取り消した。

平成28年 4 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 被処分者

商号又は名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	免許年月日	免許証番号
丸和不動産	園屋敷 忠	鹿屋市吾平町上名 46番地1	平成23年 4月14日	鹿児島県知事（9） 第2511号

2 処分の年月日

平成28年 4 月 7 日

3 適用条文

宅地建物取引業法第66条第1項第1号

公安委員会公告

警備員等検定合格者審査実施公告

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第6条の規定により、鹿児島県公安委員会が行う審査（学科試験及び実技試験を受験する者に限る。以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施する。

平成28年 4 月 15 日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

1 検定合格者審査の種別及び級並びに当該種別及び級に応じた資格

(1) 空港保安警備業務に係る1級の検定合格者審査

検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（以下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する空港保安警備（次号において「空港保安警備」という。）に係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）であって同条第2項に規定する1級に係るもの（以下「旧1級検定」という。）に合格した者

(2) 空港保安警備業務に係る2級の検定合格者審査

空港保安警備に係る旧1級検定又は旧検定であって旧規則第1条第2項に規定する2級に係るもの（以下「旧2級検定」という。）に合格した者

(3) 施設警備業務に係る1級の検定合格者審査

旧規則第1条第1項の表に規定する常駐警備（次号において「常駐警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

(4) 施設警備業務に係る2級の検定合格者審査

常駐警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

(5) 交通誘導警備業務に係る1級の検定合格者審査

旧規則第1条第1項の表に規定する交通誘導警備（次号において「交通誘導警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

(6) 交通誘導警備業務に係る2級の検定合格者審査

交通誘導警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

(7) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る1級の検定合格者審査

旧規則第1条第1項の表に規定する核燃料物質等運搬警備（次号において「核燃料物質等運搬警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

(8) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る2級の検定合格者審査

- 核燃料物質等運搬警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者
- (9) 貴重品運搬警備業務に係る1級の検定合格者審査
旧規則第1条第1項の表に規定する貴重品運搬警備（次号において「貴重品運搬警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者
- (10) 貴重品運搬警備業務に係る2級の検定合格者審査
貴重品運搬警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者
- 2 検定合格者審査の申請の対象者
検定合格者審査は、次に掲げる条件のいずれも満たさない者について行う。
- (1) 旧検定に合格した警備員であって、検定規則の施行の際現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であるもの
- (2) 旧検定に合格した者であって、検定規則の施行の際現に当該旧検定に係る警備業務に係る旧規則第12条第1項に規定する指定講習の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの
- 3 検定合格者審査の実施日時及び場所
- (1) 実施日時
平成28年5月19日（木）午前9時から午後1時までとする（午前8時30分までに当該旧検定合格証を持参の上、鹿児島県警察本部1階正面玄関ロビーに集合すること。）。
- (2) 実施場所
鹿児島県警察本部3階中会議室（鹿児島市鴨池新町10番1号）
- 4 検定合格者審査の方法
- (1) 1級の検定合格者審査
- ア 学科試験
- ㍑ 科目
- a 警備業務に関する基本的な事項
- b 法令に関すること。
- c 警備業務の実施に関すること。
- d 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (イ) 問題数
10問
- イ 実技試験
- ㍑ 科目
警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (イ) 内容
徒手の護身術の基本動作を2種類実施
- (2) 2級の検定合格者審査
- ア 学科試験
- ㍑ 科目
- a 警備業務に関する基本的な事項
- b 法令に関すること。
- c 警備業務の実施に関すること。
- d 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (イ) 問題数
10問
- イ 実技試験
- ㍑ 科目
警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (イ) 内容
徒手の護身術の基本動作を1種類実施
- (3) 各級とも学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

5 提出書類

- (1) 検定規則に規定する審査申請書（検定規則別記様式。以下「審査申請書」という。）
1通
- (2) 住所地を疎明する書面（鹿児島県公安委員会以外の都道府県公安委員会から旧規則第8条の規定に基づく合格証（以下「旧検定合格証」という。）の交付を受けた者で、県内に居住するものに限る。） 1通
- (3) 営業所に属することを疎明する書面（鹿児島県公安委員会以外の都道府県公安委員会から旧検定合格証の交付を受けた者で、県内の営業所に属する警備員に限る。） 1通
- (4) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 1葉
- (5) 旧検定合格証の写し 1通
- (6) 審査手数料 4,700円（4,700円分の鹿児島県収入証紙を審査申請書に貼付して提出すること。）

なお、審査申請書を受け付けた後は、審査手数料は返還しない。

6 申請先

申請先については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 県内に居住し、県内の営業所に属する警備員
住所地又は営業所の所在地を管轄する県内の警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- (2) 県内に居住し、県外の営業所に属する警備員
住所地を管轄する県内の警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- (3) 県外に居住し、県内の営業所に属する警備員
営業所の所在地を管轄する県内の警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- (4) 県外に居住し、県外の営業所に属する警備員で、鹿児島県公安委員会から旧検定合格証の交付を受けているもの
県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

7 申請方法

受審者本人が6の申請先に直接持参により、平成28年4月25日（月）から同年5月2日（月）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までに行うこと。

なお、受審希望者本人以外による申請及び郵送等による申請は認めない。

8 合格者の発表及び成績証明書の交付

- (1) 合格者の発表は、検定合格者審査当日、検定合格者審査の実施場所において行う。
- (2) 検定合格者審査当日、合格者には検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。

9 その他

受審希望者は、1の(1)から(10)までの検定合格者審査のうち、いずれかの審査についてのみ申請することができる。

10 審査に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター
電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）